

令和6年10月28日

カシオ健康保険組合 加入者（被保険者・被扶養者）各位

－ 保険証の廃止・マイナ保険証への切り替えに伴う －
『資格情報のお知らせ』の配布のお知らせ

平素より、健康保険組合の業務運営にご協力いただき、大変ありがとうございます。

来たる、12/2からの保険証の新規発行の終了とマイナ保険証への切り替えに伴い、11月中に『資格情報のお知らせ』を配布します。お知らせは、下記、加入者全員に各所属部門を通じて（任意継続の方には郵送にて）配布しますので、お受け取りと内容の確認をお願いいたします。

記

1. 配布物名称 『資格情報のお知らせ』（以降『お知らせ』と記載）
 2. 配布形態 窓付き封筒にて、被保険者・被扶養者の『お知らせ』とマイナ保険証関連のパンフレットを同梱（次ページのサンプルを参照ください）
 3. 配布対象者 令和6年9月24日現在での、カシオ健康保険組合加入者（被保険者、被扶養者）全員 ※ただし、マイナンバーを提出していない方を除く
 4. 配布目的 厚生労働省の指示のもと、以下目的にて『お知らせ』を配布します。
 - （1）保険証のマイナ保険証への移行に伴い、加入者のマイナンバー登録内容に間違いや漏れがないか（マイナ保険証を使える状態にあるか）を確認いただくため
 - （2）マイナンバーカードの券面には、現保険証の加入者情報（記号・番号）の記載がないため、改めて記号・番号をお知らせしお持ちいただくため
 5. 確認依頼 『お知らせ』に記載の情報、特にマイナンバーの下四桁に間違いがないか、ご確認下さい。記載内容に誤りがある場合は、カシオ健康保険組合までご連絡下さい。
 6. その他
 - ・令和6年9月25日以降に加入された方には、今回の配布とは別に、後日配布いたします。（改めてご案内いたします）
 - ・現保険証の有効期間は、発行終了後1年間（令和7年12月1日まで）となります。有効期間中は現保険証での受診等これまでどおり可能ですが、早めのマイナ保険証への切り替えをお願いいたします。
 7. 関連情報 マイナ保険証関連の情報、切り替え方法等については、厚生労働省等の下記ページをご参照下さい。
 - ◆厚生労働省（マイナンバーカードの健康保険証利用について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html
 - ◆マイナポータル
https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html
- ▶お問い合わせ・ご連絡は、下記、カシオ健康保険組合までお願いします。
- TEL： 03-5334-4263 （ 担当：森 ）
- MAIL： kenpo-tekiyou@casio.co.jp

「資格情報のお知らせ」(サンプル)

<宛先の記載>

- ・被保険者
- ・被扶養者
- ・記号・番号・枝番
- ・所属等宛先
- ・管理番号等

カシオ健康保険組合
06136808
東京都渋谷区本町1-6-2
03-5334-4263

資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー) 確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記の通りお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

あなたの加入する健康保険の資格情報

記号	(事業所記号)	番号	(被保険者記号)	(扶養)	(扶養)
氏名	(被保険者氏名)				
フリガナ	(被保険者フリガナ)				
負担割合	(被保険者の負担割合)				
資格取得年月日	(被保険者の資格取得年月日)				
保険者名	カシオ健康保険組合				

令和 6年 9月24日時点

あなたの個人番号(マイナンバー)

現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次の通りです(12桁のうち下4桁のみ表示)
表示されている下4桁の番号が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

***** 9999 (下4桁)

スマートフォンをお持ちの方は、右の二次元コードからマイナポータルにアクセスすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンで資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することを受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文章をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

資格情報のお知らせ

カシオ健康保険組合 令和 6年 9月24日発行
(06030000)

記号 (0000) 番号 (00000000) 扶養 (00)
氏名 (被保険者氏名)
負担割合 (被保険者の負担割合)
受診の際はマイナ保険証が必須です

同梱の案内

健康保険の資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー) 確認のお願い

日頃より、健康保険組合の活動にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。
12月2日にこれまでの健康保険証が廃止され、マイナンバーカード(マイナ保険証)に移行します。
このたび、**加入者の皆さまに安心してマイナ保険証をご利用いただくこと**を目的に、健康保険組合が把握している加入者情報(個人番号(マイナンバー)の下4桁を含む)を、皆さまにお知らせすることとなりました。
同封の「資格情報のお知らせ」の記載事項をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

ご確認ください

「資格情報のお知らせ」に記載されている内容に誤りはありませんか?

同封の「資格情報のお知らせ」に記載されている個人番号(マイナンバー)下4桁の数字が、あなたの個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致しているか、ご確認をお願いいたします。

誤りがない場合

大切に保管ください

※医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合など、マイナンバーカード+「資格情報のお知らせ」で受診が可能です。

誤りがある場合

健康保険組合へご連絡をお願いします

※問い合わせ先は、「資格情報のお知らせ」に記載しています。

お送りした「資格情報のお知らせ」に記載されている内容に変更があった場合は、マイナポータルにログインすることでご自身の最新の「資格情報」を確認することができますので、マイナポータルにログインの上、ご確認ください。

<https://my.na.g.jp/certificates/health-insurance-card>

同梱のパンフレット

△ご注意ください! (令和6年6月時点)

**今年12月2日から
現行の保険証は
発行されなくなります**
※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

とってもカンタン! 医療機関等を受診の際は
マイナンバーカード
をご利用ください

1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

カードリーダーでマイナンバーカードを保険証として登録できます!

2 本人確認

顔認証または4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証 OR 暗証番号

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

過去の情報を利用します (同意)

同意しない(40歳未満は利用できません)

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに!

※医療機関等利用に利用される方は、顔認証で顔認証をお願いします。

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請 (パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請

STEP2. マイナンバーカードを保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付 (カードリーダー) で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

マイナンバーカードを使うメリット

- ① 医療費を節約できる**
- ② より良い医療を受けることができる**
- ③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除**

現行の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を医療機関・薬局で20円(医療機関の再診では10円)、節約でき、自己負担も低くなります。

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

0120-95-0178 (マイナダイヤル)

マイナダイヤルは、お電話がガイダンスにつながります。お電話の際は、お電話の音声ガイダンスをよくお読みください。

受付時間: 令和6年6月1日(土)～6月30日(土) 平日: 9時30分～20時00分 土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare